訪問サポート利用規約

利。\$\$\$7/5071+ \$	
私、訪問スタップは、お客さまご言が問けボート利用規約」をご説明しました。 本日対応させていただいたスタップの名前(フルネーム)	訪問会社の名称 日本 P C サービス株式会社
西暦 20 年 月 日 /受付番号	別門女社の文刊記は日曜の田づ 00-0/37-//2/
私は「訪問サポート利用規約」、「サービス書」の各書面について貴社から交付を受け、その内容より	
これらを同意し、貴社に作業を依頼します。	
お客さまのご署名(フルネーム)	お客さまが未成年である場合等の法定代理人さまのご署名(フルネーム)
様(印)	様(印
く訪問サポートをご希望のお客さまは、お読みください。〉 本規約は、日本PCサービス株式会社(以下「当社といいます。)が提供する 「訪問サポート」(です。お客さまは、本サービスをご利用いただくにあたって、「本規約」にご同意の上、お申し込みいた	
※本規約の内容をよくお読みいただきご同意いただけました項目の	□ にチェックマークを入力してください。
第1条(本サービスの内容) 当社は、お客さまのご希望に合わせて、以下のサービスのうち全部または一部を、お客さまに	払いをいただいたときは、クレジット会社若しくは決済代行会社が発行する領収書若しくは 請求書をもって代えさせていただきます。
提供、たします。 1 訪問スタッフがお客さまの指定された場所に訪問した上で、日本国内で使用されるお客さまのパンコン、スマートフォン、タブレット、デジタル機器および周辺機器(以下「本件機器等」といい、当該本件機器等に記録されたデータ、および付属部品を含みます。)の設置設定、操作レッスン、デーダ復日、部品交換、修理・トラブル解決サービスの総称を「訪問サポート」といいます。	第4条(諸費用) 1 修理等本サービスの作業の実施を行わなかった場合にも、サポート料金として、お客さまが次の各号に定める費用をお支払いがごきますので、予めご了承ください。 り 見積後キャンセル料 お客さまからの依頼によりサポート料金の見積りを行った後、お客さまのご都合で本サー
第2条 (本サービスの制限) 本サービスの制限事項は、それぞれ、以下のとおりです。 1 訪問サポートの制限事項	ビスの依頼をキャンセルされる場合には、見積後キャンセル料をご負担いただきます。 遠隔地出張費用 出張修理のために訪問スタッフが日本国内の遠隔地を訪問する場合は、遠隔地出 張費用をご負担いただきます。
当社は、お客さまが以下の事項のすべてについてご了承いただいた場合にのみ、訪問サポートをご提供いたします。 1) 訪問サポートの対象となる本件機器等のOSについて、メーカーによるサポートを終了	3 点検費用 点検作業の結果、お客さまからの本件機器等が故障してないことが判明したために、傾理等の措置など本サービスの提供を行わなかった場合には、点検費用をご負担いただきます。
していないもので、お客さまが当該OSの正規ライセンスを有しているものとします。 2) 当社は、本件機器等の利用環境により、訪問サポートの作業内容に変更が生じる可能性があるため、事前に、作業庁召までの時間を保証することができません。作業内容によっては	第5条 (契約の成立) 1 本サービスに関する契約は、お客さまが本規約、および確約書に同意した上で、本サービス
当日中の作業完了が困難である場合、2時間を超える作業の場合、部品交換の場合、またはお客さまのご都合などにより2回以上の訪問になる場合、お客さまは検査入院費、再訪問料金をお支払いいただきます。 3) お客さまが指定された場所に訪問後、お客さまの本件機器等の状況を確認した上で、	の依頼を申し込み、当社が承諾した時点で成立するものとします。なお、お客さまの代理人が本サービスの依頼を申し込む場合でも、当該申込みは、本件機器等の法的な所有者の意思としてなされたものとし、当該代理人は、当該所有者から本規約の内容について同意を得るものとします。
訪問サポート是供料金、および商品代金等の見積もかないたします。訪問スタップが提示した見積むがごれて、お客さまからのご了承が得られないときは、訪問サポートの提供を行いません。 4) 本サービスを提供する過程において、再セットアップ作業を行う場合、各種設定(インターネット接続、メール設定等)等、工場出荷時(購入時)にインストールされていたもの以外	2 未成年者が、本サービスの依頼を申し込む場合には、その旨、当社に伝えなければからず、 当該申し込みについて、当該未成年者の法定代理人の同意を事前に取得していなければ なりません。未成年者が、当該申し込み時点に、その旨、当社に伝えていない場合、未成年 者は、民法21条所定の「制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐

第3条 (サポート料金)

1 お客さまは、当社とライフエレメンツ株式会社で取り決めた料金表

(https://manoma.jp/option/) に基づき、当社に訪問サポートに関する料金(以 下「サポート料金」といいます。)をお支払いいただきます。

2 データ復旧に関して、本件機器等に記録されたデータの完全な消失、復元不可能 な破損、本件機器等またはメディアの状態により、デーダ復日が不可能な場合もありますが、そ の場合でも、作業内容に応じてサポート料金をお支払いいただきます。

3 サポート料金は、本サービスの作業が完了した時点で、現金、ケレジットカード、または、当社 が指定する決済代行会社が運営する決済サービス等によりお支払いいただきます。ただし、本 サービスに基づく作業を当社が指定した委託先により実施された場合には、その他の方法 によりお支払いいただく場合があります。

4 お客さまから、サポート料金をクレジットカード、決済サービスによりお支

および暴力団員等で が利用をお断りさせて る者若しくは関係がある者等)に該当する場合は、本サービスのご いただきます。

第6条(本サービス提供時の注意点)

当社は、お客さまが訪問スタッフへ、サポート料金以外の金品等をお渡してなることをご遠慮いただ いております。また、お客さまが当社を介さず直接が問スタッフに本サービスに類する取引を申し 込みされることをご遠慮いただいております。万一、お客さまが当社を介さず直接店舗スタップに本サービスに類する取引を申し込み、お客さまに損害が発生した場合やお客さまと店舗スタップとの間 にトラブルが発生した場合には、当社は一切の責任を負いません。

第7条(委託先)

当社は、本サービスの全部はたは一部を、当社が選定する第三者(以下「委託先しいます。) に、委託することができるものとします。また、当社は委託先に対し、お客さまに関する個人情報を必要な範囲で利用させる場合があります。その場合、当社は、委託先との間で個人情報の取り 扱いに関する契約を結ぶなど、適切な監督を行います。

訪問サポート利用規約

第8条(作業の完了)

- 1 本サービスの作業終了後、お客さまに本件機器等、バックアップデータをご確認い付き、お客さまが、当社所定の「サービス書」にご署名い付述い時点で、本サービスの作業が完了したのとします。ただ、データ園日は、本件機器等に記録されたデータの完全な消失、復元不可能な破損、本件機器等、またはメディアの状態により、データ園日が不可能な場合は、当社がその旨をお客さまに通知した時点で、本サービスの作業が完了したものとします。
- 2 当社は、本サービスの提供に関して、以下の場合は、作業を実施せずに、作業を終了する場合があります。なお、その場合でもお客さまには実施した作業内容に応じてサポート料金をお支払いいただきます。
- 1) 違法コピー等、違法行為となる作業を要求された場合
- 2) お客さまの責めに帰すべき事由により、作業に必要な本件機器等や環境が整っていない場合
- 3) 本件機器等が致命的な不具合により正常に動作しない場合
- 4) 作業中に、作業に必要な同意事項に同意いただけない場合
- 5) バスワード等、作業に必要な情報を開示いただけない場合
- 6) お客さまが当社に届け出た内容に関し、虚偽の申告をしたことが判明した場合
- 3 本件機器等の受渡し後5日間以内に、当社の責めに帰すべき事由による作業内容の不備が生じ、当社が作業をした箇所と同一の箇所かつ、当該期間内にお客さまからその旨のお申し出があった場合に限り、無償で再修理をいたします。ただし、当社の作業とは別の原因により不具合が生じた場合には、別途、作業内容に応じた料金をいただきます。
- 4 前項の定めが本件機器等の受渡し後に、お客さまご自身が独自に本件機器等配始。修里、機能の追加、変更等を行った場合の不適合について、当社はその責任を免れるものとします。

第9条 (免責)

- 1 当社が本サービスの提供こついて負う責任は、本規約に定める事項・内容に限られるものとし、特別な事情からお客さまに生じた損害(お客さまの逸失利益、第三者からお客さまになされた賠償請求に基づ、損害を含みます)および本サービスが原因で、メーカーや販売店の保証が受けられななった場合や、作業時間の遅延等の原因でお客さまに何らかの損害については一切の責任を負わないものとします。ただし、当該損害が当社の故意または重過失に基づき上げたのである場合はこの限りではおりません。なお、当社が本件機器等をお預りしている期間に、汚損、破損等が生じた場合、当社は原則として修理をもって対応いたします。
- 2 本サービスの提供に関し、当社がお客さまに対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社の故意または重過失の場合を除き、当社の責任は本件機器等の価値に相当する金額を上限とします。なお、本件機器等の値は、減価償却後の残存価値、または損害発生時に市場で販売されている同等の性能の商品の価格を基準として算出するものとします。3 お預かりしている本件機器等の返却のご連絡をさせていただいた日より90日が経過してもお客さまが本件機器等を引き取らない場合、またはお客さまとの連絡が取れない場合は、お客さま、若しくは当該本件機器等の所有者が、当該本件機器等全てにつき所有権を放棄したものとみなし、処分させていただきます。この処分によりお客さま、若しくは当該本件機器
- にあたるものとします。
 4 当社は本件機器等内のハードディスク、メモリーなどの記録装置・記録媒体に記録されたデータ(お客さまが記録した音楽・映像・動画・画像・テキスト、作成したファイル、各種の設定内容、追加インストールたシフトウェブ等を含むがごれに限られません。以下「記録データといます。)等の保管、保存、バックアップ、同一性の維持に関し、本規約に定める事項以外に何らの保証も行わず、当刻静暖等の変質、毀損、障害、滅失等ことに、何らの責任も負わないものとします。

等の所有者に損害が生じたとしても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の損害賠償義務を負わず、所有者との紛議に関してはお客さまが責任をもって解決

予めお客さまこてバックアップをしていけごくようお願いいたします。ただし、当社の故意または重過 失による場合はその限りではないものとします。

- 5 本サービスの提供には万全の注意を払いますが、精密機械のため不慮の事故が発生する可能性があります。本サービスを提供する過程で、お客さまの本件機器等に保存されている記録データの復元不可能な破損、消失等が生じた場合、記録データの破損、消失等について当社は一切の原状回復責任、および損害賠償責任を負わないものとします。
- 6 お客さまが、本件機器等にご自身で貼られたシール、保護シート、塗装、カバー等につきまして、本サービスを提供するために、復元不可能な破損、消失等する場合があることをご了承いただき、当該破損、消失等について、当社は一切の原状回復責任、および損害賠償責任を負わないものとします。
- 7 部品交換を伴うサービス提供の場合に限り、お客さまは当社の判断により本サービスの提供の際に取り付けられた交換部品は再生部品または正規品以外の修理用部品を用いることがあることに同意するものとします。
- 8 部品交換を伴うサービス提供の場合に限り、当社はお客さまへ事前の同意を得たうえで、本サービスの提供による部品交換の際に取り外した故障部品を、当社の任意の判断で回収させていだざきます。なお、お客さまは、当社が回収した部品の所有権を当社に無償で譲渡することに同意するものとし、

当社の所有物として、当社の判断により、再生、利用または廃棄等処分ができるものとします。 9 当社は、地震、台風、津波その他の天災地変、火災、戦争、反乱、若、人は暴動、テユ、ストライ、感染症、疫病、政府、国、地方公共団体等おけばが、国、地方公共団体等の機関の行為、法令、規制または命令、要請の遵守、法令・規則の制定・改廃、輸送機関・通信回線の事故その他不可抗力により本サービスの提供ができない場合、本サービス提供用の設備の保守上または工事上でも変えない場合、その他当社がその運用上または技術上、本サービスの一時的な中断、中止、営業時間の短縮を必要とした場合には、本サービスの提供の中断、中止、営業時間の短縮を必要とした場合には、本サービスの提供の中断、中止、営業時間の短縮を必要とした場合には、本サービスの提供の中断、中止、営業時間の短縮を必要とした場合には、不可抗力を原因として発生した損害については、当社は、かなる責任も負わないものとします。なお、お客さまは不可抗力を理由として金銭債務の履行を免れることはできないものとします。

□ 第10条 (本規約の変更)

1 当社は、「本規約」について、民去548条の4第1項に反しない限りで、その内容を変更することができ、その効力が生じる14日前までにWEBサイト上

(https://manoma.jp/option/) に表示し、おはお客さお連絡知こ発信等する方法にいき知するものとし、お客さおは、当該効力発生日までに変更に同意しない旨を当社へ通知しない限り、当該変更に同意したものとみなします。

□ 第11条 (準拠法·裁判管轄)

1 本規約は日本国法に準拠し正式言語を日本語とします。

2「本規約」、おび所輸的書は、日本国法に準拠するものとし、本サービスに関する紛争についての 専属的管轄裁判所は、大阪地方裁判所、または大阪簡易裁判所とします。

2024年9月 制定